

さいたま市長 相川 宗一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 小 池 保 夫

答 申 書

平成14年3月7日付けで貴職から受けた、市総合振興計画策定市民懇話会の「参加者」を決定した際の起案書（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報のうち、非公開とした「関心のあるテーマ」欄は、さいたま市情報公開条例第7条第2号に該当すると認められる。よって、一部公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成14年1月21日付けさ政企収第249号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定について、これを取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象行政情報のうち、「関心のあるテーマ」欄は、市総合振興計画策定市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）の会議資料として配布されており、また、会議資料は会議録と共にファイルに綴られ情報公開コーナーに置かれており、一部あるいは大部分が公表されているので、非公開とする理由がない。
- (2) 本件処分の非公開情報は、条例第7条第2号ただし書アの規定に該当するもので、条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当す

るものではない。

- (3) 条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、厳格に限定した解釈がなされなければならない。非公開とした「関心のあるテーマ」欄は、明確に著作権が発生するものとは考えられない。
- (4) よって、本件処分は条例の解釈と運用を誤った違法なものであり、取り消されるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 市民懇話会は、市総合振興計画の策定にあたり、地区の特色あるまちづくりやそのために必要な方策、これからのさいたま市の目指すべき方向などについて、市民意見等を計画内容へ反映させるために設置したもので、全体会と地区別懇話会から構成されている。
- 2 起案書の内容は、さいたま市総合振興計画市民懇話会設置要綱（案）、市民懇話会申込状況表、市民懇話会会員選考の経緯を示したものとして、さいたま市総合振興計画市民懇話会会員選考会議設置要綱、同会議録、選考方法及び選考例、そして地区別応募者リストとして、応募用紙を転記したもので、応募者全員の氏名、郵便番号、住所、電話番号、年齢、性別、職業、日中連絡先及び関心のあるテーマが記載されている。地区別応募者リストの中で、応募はしたものの参加できなかった者の氏名並びに応募者全員の郵便番号、住所、電話番号、年齢、性別、職業、日中連絡先及び関心のあるテーマについては、個人情報と判断し、非公開と決定した。
- 3 関心のあるテーマは、個人の重要な財産権に属するものであり、公にすることで、個人の権利利益を害するおそれがあり、また、公にすることが個人のプライバシー保護に優越する公益と考えられる合理的な理由は認めがたい。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件の異議申立ては、市総合振興計画策定市民懇話会の参加者を決定した際の起案書のうち「市民懇話会／応募者リスト」の中の「関心のあるテーマ」欄を非公開としたことの取消しを求めるものである。「市民懇話会／応募者リスト」は、市が市民懇話会への参加者を募集したことに対応して応募した者の全リストであり、「市民懇話会／応募者リスト」の中の「関心のあるテーマ」欄には、その応募者が応募用紙の「⑧さいたま市全体のまちづくりを考えた時、特に関心のあるテーマ」という欄に記入した内容を市の担当者が短く要約したものが記載されている。
- 2 応募用紙の中の「⑦地区のまちづくりについての意見」欄及び「⑧さいたま市

全体のまちづくりを考えた時、特に「関心のあるテーマ」欄には、いずれも応募者が意見（それも未公表の意見と窺われる。）を記していることが認められる。その内容については、個人が思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術の範囲に属するもの（著作物）として著作権が成立する可能性を認めることができる。そして、本件の「市民懇話会／応募者リスト」の中の「関心のあるテーマ」欄に記載された内容は、市の担当者が短く要約したものであるとはいえ、もともとの「⑧さいたま市全体のまちづくりを考えた時、特に関心のあるテーマ」欄の記載内容が応募者の著作物である可能性がある以上、その要約についても、その公開により個人の著作権が侵害される可能性を否定できない。さらに、本件では実施機関が提出を求める際に、提出された応募用紙が情報公開の対象となることも告知していない。それらを併せ考えると、実施機関が条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と判断したことは妥当と考えられる。

なお、異議申立人は応募者が応募用紙に書いた意見の大部分が要約されて別の情報として公開されていることを理由に、本件対象情報も公開しても個人の権利利益を害するおそれがないことが明らかになっていると主張する。しかし、異議申立人の主張に係る情報は、市民懇話会応募者のうち参加者と決定されなかった者に対して、応募用紙に記入した意見を活用してよいか否かを問い合わせた上で作成された情報であって、本件異議申立てに係る情報そのものとは別の情報であるから、上記結論を左右するものではない。

- 3 よって、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年 3月 7日	諮問の受理
②	同 年 3月 29日	実施機関から理由説明書を収受
③	同 年 8月 22日	審議
④	同 年 9月 19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 10月 17日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 11月 21日	審議